

第3回京都迎賓館の保全等における伝統的技術活用検討会議

(令和3年12月1日(水) 9:30~12:00開催)

【京都迎賓館庭園保全管理業務受注者の京都市都市緑化協会(以下緑化協会)との意見交換】

- ・緑化協会の沿革、庭園の管理方針、協会の作業内容、庭師の選定など保全管理業務の実情への理解を深めるために実施。
- ・高度な維持管理とは、優秀な庭師とは、技術の継承、緑化協会に相当するような団体がないか、京都の造園業者が関わる理由、管理の手間数、剪定の本来のやり方、4社以外からの参入について意見交換。

【検討事項】

1. 「京都迎賓館庭園保全管理業務」の契約金額や出来高払いの額が他者と比較して妥当なのかを客観的に評価する仕組みについて
  - ・予定価格などの妥当性について、説明を尽くすことはできると思われるが、他者と比べて客観的にと言われると、現行の事業者と同等の技能を有する他事業者を容易に想定できない現状では、ただちには回答しがたい。
  - ・単価は変わらずとも掛ける工程数が違えば、必要な日数も変わる。作業の質とともに、作業量にも明確な違いが出るのではないか。
2. 作業に関わる者の後継者の育成、技能継承について
  - ・作庭意図をきちっと守っていく部分と賓客にどのようなおもてなしをするのかという接遇のコンセプトの下に、庭園を育成していくことが望まれる。庭園保全業務実施に当たり、両方の課題に対応する事業者を見いだす必要がある。
  - ・庭の利用形態、時代による美意識の変化があっても、原論的なこと、すなわち作庭意図に込められた庭園の骨格を守り共有し伝えていくことを管理方針の根底にどう位置付けるかが重要。庭園の骨格は、よほどのことがなければ変更されることはない。その骨格を守るための保全管理業務であるという認識が肝要。
  - ・後継者の育成というのは非常に重要。建築も含めて、京都迎賓館が後継者をどうするのかという問題がある。
  - ・後継者育成にも配慮した契約は、特定事業者との永続的な契約を前提にした契約締結を意味するものではない。
3. 契約形態について
  - ・セキュリティ上、信頼できる庭師にしか業務委託をすることはできない。
  - ・庭園保全管理を部分で分けられるかという議論について、何のためにそれをするの

か。庭園を部分に分けると、作庭意図が的確に伝わらない可能性が高くなる。庭園全体の骨格を認識していないと、簡単な作業であっても不協和音の原因となる。他事業者の参入を容易にするために業務を細切れにして入札することは、庭園の一体性を損なうことにつながりかねないので慎重な検討が必要。

- ・業務内容や業務の特殊性を担保した上なら、公募随契は検討する余地があるかもしれない。技術力、品質管理、緊急時対応、セキュリティなど要求レベルは高くなるが契約金額と釣り合うか検討する。
- ・京都迎賓館庭園の根幹・骨格は何かということをもとめてからでないと、別の契約方法へ議論を移行することは難しいのではないか。

#### 【まとめ】

- ・様々な意見が出されたが、京都迎賓館庭園保全業務の特殊性を客観的に把握し、類似する他の庭園の維持管理について現状を認識し、緑化協会との意見交換を踏まえ、契約については、継続して慎重に検討する。